

## 静岡県農業ロボット研究会規約

(名 称)

第1条 本会は、静岡県農業ロボット研究会（以下、「研究会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、農業現場の担い手の高齢化や労働力の減少に対応するため、農業や製造業といった業種の枠組みを超えた連携による、農業ロボットの研究・開発への取組推進により、農作業の省力化・自動化・軽労働化による飛躍的な労働生産性向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業ロボットの研究・開発・普及に関すること
- (2) 農業ロボットの情報収集と情報提供に関すること
- (3) 共同研究・開発に関すること
- (4) その他研究会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 研究会は、静岡県内の農業法人や農業ロボット開発に意欲的に取り組む製造業者及び市町や関係団体等により構成する。

- 2 研究会は、会長を置く。会長は、静岡県経済産業部理事兼農林技術研究所長をもって充てる。
- 3 研究会は、農業ロボット開発を推進するため、アドバイザーを置くことができる。

(入 会)

第5条 研究会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得ることとする。

- 2 会員の年会費は無料とする。

(退 会)

第6条 会員は退会届を会長に提出し、退会することができる。

(会 議)

第7条 会議は、会長が認めたときに開催できる。

- 2 会議には、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、助言や意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 研究会に事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県経済産業部農業局内に置く。

(事業への協力)

第9条 会員は、研究会が実施する事業への賛同及び協力を行うものとする。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に会長が定める。

附 則 この規約は、平成28年6月14日から施行する。